島

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

## 福島県人事委員会

○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則─理職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管

### 福 島 県人事委員

定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲 令和六年七月二日

福島県人事委員会

委員長 齌 藤 記

子

におけるものを除く。)に政の事務(警察本部及び警

業務に従事することを職務

を

職

# 等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員

福島県人事委員会規則第十一号

る。 定める規則 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を (昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正す

令和6年7月2日 火曜日

め 長 長 め 、同表本宮市の項中「教育部長別表伊達市の項中「議会事務局 に改め、 同表東白川郡鮫川村の項中 主幹」に、 長」に改め、 同表大沼郡会津美里町の項中 「中学校 同表耶麻郡磐梯町の項中 校長 「村長部局 教頭」を 次長 課長 生涯学習センター長」を「部長 事務局長」を「議会事務局 「中学校 「町長部局 課長」を「村長部局 「町長部局 会計室 義務教育学校 校長中学校 校長 課長 課長」を 室長 室長 事務局長 課長室長」に改め、 副校長 教頭」 教頭 町長部局 を 「町長部局 次長」 参事 次に長改 に改 課 課

> 「町長部局 課長」に改める。 課長 室長」に改め、

> > 同表

刷

この規則は、 公布の日から施行する

職員の採用試験に関 令和六年七月二 日 する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長 齌 藤 記 子

## 福島県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号) 0) 部

次のように改正する。 第七条第一項中 第 号 の下に 第四号」を加える

表第一 一福島県職員 (職務経験者) 採用候補者試験の項中

行政事務

般行

別

行政事務 とする職 関する業務に従事することを職務 察署等におけるものを除く。) 般行政の事務 (警察本部及び警

農業 務に従事することを職務とする職 又はその他の能力を必要とする業 主として農業に関する知識、 技

別表第三福島県職員 (職務経験者)採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中 林業 又はその他の能力を必要とする業主として林業に関する知識、技術 務に従事することを職務とする職 農

に改める。

土木」を この規則は、 附 「農業、 則 公布の日から施行する 農業土木、 林業」に改める

(採用給与課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価

1 箇月 3,560円】

とする 関する 察署等

> 発行者 印刷所

を

福 島 株式会社 第 印

総務審査課